

人材紹介に関する契約書

_____（以下「甲」という）と、スリーエー株式会社（以下「乙」という）は、甲乙間の人材の紹介に関して取り決め、その内容を定めた契約（以下「本契約」という）を締結する。

（目的）

第1条 乙は、甲に対し、甲の要望または求人票に基づき人材を紹介する（以下「本件業務」という）。

2. 在留資格申請に要する通訳及び翻訳並びに行政書士に関する費用、並びに送迎に要する費用については別途に定め、紹介料に含まないものとする。

（人材の保証）

第2条 乙は、甲に紹介する外国人材につき、甲に対し、次の各号について保証する。

1. 出入国在留管理局庁が認定した在留資格者である
2. 出入国在留管理局庁が定めた在留期限を経過していない外国人である

（採用）

第3条 本件業務により、乙により紹介された人材を甲が採用決定した場合（以下この場合に採用決定された者を「採用者」という）、甲は乙に対し直ちに採用決定ならびに採用条件を通知する。

1. 甲は、労働基準法第15条に基づき作成される労働条件通知書の写しを乙に対し交付するものとし、この場合、乙は採用者に同通知書を手交し、その内容を相互に確認する。

（紹介手数料）

第4条 本契約に基づく紹介手数料は、成功報酬とし、甲は乙の請求に基づき支払うものとする。紹介手数料は、甲が乙から紹介された人材を採用することを決定し、当該採用者が甲に入社した時点で発生するものとする。

1. 甲は、前項の決定を行ったときは、甲が当該採用者に対して発行した採用決定通知書等の写しを遅延なく乙に提出するものとする。
2. 紹介手数料は、採用者1名につき _____ 円（税別）とする。但し、甲乙協議の上、別途個別に定めることができる。

（支払）

第5条 甲は乙の請求により、請求金額を採用者の入社した日の属する日から30日以内（金融機関休業の場合は、前営業日）までに、乙の指定する銀行口座に振込み支払う。なお、振込手数料等は甲の負担とする。

1. 前条の紹介手数料に消費税は含まれない。甲は別途、紹介手数料に消費税率を乗じた額をあわせて乙に支払う。

（紹介手数料の返還規定）

第6条 本件業務により採用された採用者が、入社後90日以内に自己都合または自己の責に帰すべき事由で退職された場合は、乙は以下の各項に従い紹介手数料を甲に返還する。但し、甲の都合により解雇され、または退職した場合、並びに第10条に規定する不可抗力により不就労となった場合はこの限りではない。

1. 入社日から30日以内に自己都合または自己の責に帰すべき事由で退職された場合は、乙は紹介手数料の100%を甲に返還する。
2. 入社日から30日を過ぎ、90日以内に自己都合または自己の責に帰すべき事由で退職された場合は、乙は紹介手数料の50%を甲に返還する。
3. 入社日から90日を過ぎ、自己都合または自己の責に帰すべき事由で退職された場合は、返金対象外とする。

（紹介料の返還方法）

第7条 乙は甲より提示される退職確認書その他退職の確認できる書類により採用者の退職を確認し、採用者が退職した日の属する月の翌月末日（金融機関休業日の場合は前営業日）までに、前項の定めに従い紹介手数料を返還する。なお、退職した当該採用者に替わる人材を直ちに紹介できうる状況の場合は、甲乙合意のもとに紹介手数料の返還を留保することができる。

（有効期間）

第8条 本契約の有効期間は、本契約の締結の日から1年間とする。

（中途解約）

第9条 甲が、本契約を中途解約する場合、乙に対する1ヶ月以上前に通知をもって足りるものとする。

(損害賠償)

第10条 甲または乙が次の各号の一つに該当するときは、当該当事者の相手方は、本契約を解除して、または解除せずに蒙った損害の賠償を当該当事者に対し請求することが出来る。

- ① 社会的失墜をきたすような行為をおこなった場合
- ② 本契約に違反した場合
- ③ その他本契約の履行に支障をきたす行為をおこなった場合
- ④ 第13条、第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしていたことが判明したとき

(不可抗力)

第11条 本契約書上の義務を、次の各号に定める不可抗力に起因して遅滞もしくは不履行となったときは、甲乙それぞれ本契約の違反とせず、その責を負わないものとする。

- ① 天災地変等の自然災害
- ② 暴動・内乱・戦争
- ③ 労働争議等
- ④ 行政庁等による命令処分
- ⑤ 法令の制定改廃
- ⑥ 交通機関による事故
- ⑦ その他前各号に準ずる非常事態

- 1. 前各号の事態が発生したときは、被害に蒙った当事者は、相手方に直ちに不可抗力の発生を伝え、知り得る情報を通知しなければならない。

(法令等の遵守)

第12号 甲及び乙は、日本国の法令等を遵守し公正かつ適正に、本契約を遂行しなければならない。

- 2. 甲及び乙は、相手方が本契約の履行に関連して法令等を遵守するために必要な報告または資料の提供を求めたときは、速やかに応じるものとする。
- 3. 甲は、外国人である採用者を解雇する場合、厚生労働省が定める「外国人労働者の解雇管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」に基づき、労働関係法令及び社会保険関係法令を遵守する。

(反社会的勢力の排除)

第13条 甲及び乙は、現在次の各号のいずれにも該当しない事を表明し、かつ将来にわたっても該当しないこと、及び各都道府県で実施されている「暴力団排除条例」に遵守することを確約する。

(秘密保持)

第14条 甲及び乙は、本件業務の遂行に関して得られた相手方の企業情報及び、乙が紹介した人材に関する個人情報を一切第三者に漏洩してはならない。なお、本条の規定は本契約終了後といえども有効とする。

(協議)

第15条 本契約に定めない事項及びその解釈に疑義を生じたときは、甲及び乙は、信義誠実の原則に従い、協議のうえ解決、決定するものとする。

(訴訟管轄)

第16条 本契約に関する訴訟については、被告側の管轄裁判所を第一審の専属的な管轄裁判所とする。

以上、本契約の証しとして、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲

乙 兵庫県神戸市中央区浜辺通5-1-14
神戸商工貿易センタービル8F
スリーエー株式会社
代表取締役 森井 成人